

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業

(ZEH)補助金 実施の手引き

(令和6年度用)



令和6年度いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業(ZEH)補助金 交付申請の手引き

1 補助の目的

環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)を活用し、脱炭素社会の実現に向け、本市における住宅及び建築物の省エネ性能等の向上を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、市内でネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)を導入する者に対し補助金を交付する。

2 関係法令等

- (1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱
- (2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(国実施要領)
- (3) (2)国実施要領 別紙 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業
(重点対策加速化事業)
- (4) (2)国実施要領 別表第 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費(設備整備事業)
- (5) いなべ市補助金等交付規則
- (6) いなべ市地域脱炭素・再エネ推進重点対策加速化事業(ZEH)補助金交付要綱
- (7) 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業

3 補助の対象者

いなべ市内に自ら居住する戸建て住宅を建築する個人又は新築戸建建売住宅(建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅)を購入しようとする個人

ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助の対象者としない。

- (1) いなべ市税条例(平成 15 年いなべ市条例第 48 号)第3条に掲げる市民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 補助金の交付を申請しようとする住宅について、国、地方公共団体等から他の補助等を受けて事業を実施している者
- (3) いなべ市暴力団排除条例(平成 23 年いなべ市条例第 1 号)第2条第1号及び第2号に該当する者又はこれらと密接な関係を有する者

4 補助対象事業と補助金

(1) 事業

ZEH(Nearly ZE H、ZE H Oriented を除く)の性能を有する居住住宅を新築する事業

(2) 補助金

55万円/戸

5 補助対象住宅(ZEH)の要件

(1) 補助対象住宅

○いなべ市内に新築する住宅又は新たに購入する新築の建売住宅であること。

○補助対象者が所有し常時居住する住宅であり、専用住宅であること。

ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合(併用住宅)は、住宅部分がZE Hの要件を満たすこと。

○ZE Hの要件を全て満たす住宅であること。

(2) ZE Hの要件

○申請する住宅について、BELS等にて、「ZE H」であることを示す証書を取得すること。

○導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)」の例を参考にすること。

○ZE Hのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。

○ZE Hロードマップにおける「ZE H」の定義を満たしていること。

(a) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。(建築物省エネ法の地域区分 区分1～2:0.40 以下、区分3:0.50 以下、区分4～7:0.60 以下、区分8:なし)

《参考》区分5:北勢町、藤原町 区分6:員弁町、大安町

(b) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。

(c) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を導入すること。

※売電を行う場合は、余剰買い取り方式とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特措法」という。)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。

※再生可能エネルギーに係る設備を当該住宅に導入する場合には、国実施要領別紙2の2ア(ア)、イ(キ)、イ(ク)又はイ(ケ)の交付要件に準ずること。

※上記で導入する再生可能エネルギーに係る設備と合わせて蓄電池を導入する場合には、国実施要領別紙2の2ア(イ)、イ(コ)の交付要件に準ずること。

(d) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。

6 補助の主な条件

- いなべ市補助金等交付規則及びいなべ市地域脱炭素・再エネ推進重点対策加速化事業(ZEH)補助金交付要綱を遵守する必要があります。
- 法令やガイドライン等を遵守する必要があります。
- 国実施要領別紙2の2エ(ツ)に定める交付要件を具備する必要があります。
- 誓約書に同意していただく必要があります。
- 5年間「自家消費割合報告書」を提出していただく必要があります。
- 原則、法定耐用年数が経過するまでは住宅及び再エネ設備の処分等はありません。
- 法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への参加はできません。
- 補助金の交付決定日以降に事業に着手する必要があります。
 - ※一般的には建築施工業者との契約日が着手日となります。
 - 事業の完了の日から30日を経過した日、又は令和7年2月28日(金)のいずれか早い日まで実績報告書を提出する必要があります。
 - ※事業の完了とは、建築施工業者から住宅等の引き渡しを受けた後、建築施工業者への工事代金全額の支払いの完了をもって事業の完了とします。

7 補助の対象外

- 国や地方公共団体等から他の補助金等を受けて事業を実施する方は対象となりません。
- 補助金交付決定日より前に、建築施工業者と契約をしていた場合は対象となりません。
- 納期の到来したいなべ市税の滞納がある方は対象となりません。
- いなべ市暴力団排除条例(平成23年いなべ市条例第1号)第2条第2号に該当する方又はこれらと密接な関係を有する方は対象となりません。

8 申請書・報告書・請求書(様式)の配布場所及び提出先

配布場所

- ・ホームページ(<http://www.city.inabe.mie.jp>)からダウンロードしてください。
くらし>ごみ・リサイクル・環境>チャレンジ・カーボンニュートラルいなべ再エネ活用補助金>
令和6年度いなべ市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)補助金
- ・いなべ市役所環境政策課で様式等を用意しています。(郵送請求は致しかねます。)

問い合わせ・提出先

環境部 環境政策課 Tel:0594-86-7812 平日の午前8時40分から午後5時15分まで
〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜31番地

【提出方法等】

- ・提出方法は郵送又は持参に限ります。
- ・持参の場合の受付時間は平日の午前8時40分から午後5時までです。【市役所内 環境政策課】
- ・郵送の場合は簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での郵便を推奨します。

9 申請・報告・請求

(1) いなべ市地域脱炭素・再エネ推進重点対策加速化事業(ZEH)補助金交付申請書(様式第1号)

【郵送可】 両面刷

受付期限

令和6年10月1日(火)～令和6年12月2日(月)

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。 注:先着順

【注意】添付書類が揃っていない場合は受付することができません。

申請書の記入注意事項

- ・4 事業着手(予定)年月日は、交付決定日以後に建築施工業者と契約する日となります。
- ・6 問合せ先は、交付申請書提出後、市からの内容等に関する問い合わせについて対応できる方を選択してください。その他を選択した場合は、手続代行届出書(様式第10号)を提出してください。
- ・8 宣誓及び同意の申請者氏名欄は、署名または記名押印をしてください。

添付書類について

○見積書の写し

【注】建築施工業者選定にあたっては、複数業者での比較を行ってください(事業提案を受ける、見積もりを取る等)。ただし、複数業者での比較が困難な場合(例:早期に導入しなければ希望する住宅を期限内に設置することが困難)はこの限りではありません。

○補助対象経費の内訳は、国実施要領 別表第1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費(設備整備事業)の区分、費目、細分、内容を参考に作成を依頼してください。

○位置図

- ・住宅地図等(1/1500 程度)に位置を示してください。

○現況写真

- ・新築戸建住宅の場合⇒建築予定地の写真
- ・新築戸建建売住宅の購入の場合⇒建売住宅の写真

○工事計画書

- ・新築戸建住宅の場合⇒・工事の工程や施工内容等をまとめたもの(各業者の様式による)

○平面図及び立面図(写し可)

○ZEHとなることを示す書類

- ・設計書もしくは計算書又は仕様書、カタログ等の写し

○導入を予定している再エネ発電設備の仕様書

- ・製品カタログ等、設備の仕様(出力、容量等)が分かる書類(写し可)

○誓約書

- ・内容を確認のうえ署名をして提出してください。

○必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

現地調査について

確認のため現地調査を行う場合があります。

交付決定について

- ・申請書の受付順に内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付決定をします。
- ・交付決定日以後に工事施工業者と契約をしてください。

(2)いなべ市地域脱炭素・再エネ推進重点対策加速化事業(ZEH)補助金取下げ申請書 (様式第4号)【郵送可】

- ・交付決定日以後に、補助事業を中止した場合は、速やかに提出してください。

(3)いなべ市地域脱炭素・再エネ推進重点対策加速化事業(ZEH)補助金完了実績報告書【郵送可】 (様式第5号)

提出期限

事業の完了の日から30日を経過した日、又は令和7年2月28日(金)【必着】のいずれかの早い方の日まで。

※事業の完了の日とは、ZEH住宅の引き渡しを受けた後、建築施工業者への契約金額全額の支払いが完了した日をいいます。

添付書類について

○契約書の写し

【注】補助金交付決定日より前に、建築施工業者と契約をしていた場合は補助対象外です。

【注】補助金交付申請時に添付した見積書の金額と、契約書及び領収書の金額が一致すること。

【注】交付決定日以後に、補助金交付申請時に添付した見積書の金額に変更が生じた場合は、変更後の補助対象経費の内訳書を、国実施要領 別表第1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費(設備整備事業)の区分、費目、細分、内容を参考に作成し提出してください。

○領収書の写し

・ZEH住宅(契約金額)以外の代金と同時に支払いをした場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。

・施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です。

○BELS等にて、「ZEH」であることを示す証書

○再生可能エネルギー発電設備の保証書の写し

・補助金交付申請時に提出した「カタログ」と、当該報告時に提出する「保証書(メーカー保証)」により、設置された設備が仕様を満たしていることを確認します。

○新築住宅の施工中及び施工後の写真(新築戸建住宅の場合)

○再生可能エネルギー発電設備を設置したことがわかる写真(施工後)

○新築住宅の不動産登記事項証明書(発行から3か月以内のもの)

○必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

現地調査について

確認のため現地調査を行う場合があります。

(4)いなべ市地域脱炭素・再エネ推進重点対策加速化事業(ZEH)補助金交付請求書

(様式第7号)【郵送可】

- ・事業完了後の精算払いとします。(銀行振込)
- ・完了実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに交付請求書を提出してください。

提出期限

令和7年3月10日(月)まで【必着】

請求書の記入注意事項

請求者の記名押印または署名捺印をしてください。

振込先は、請求者名義の銀行口座を記載してください。

確認資料について

○振込口座の確認

- ・口座のわかるもの(ゆうちょ銀行の場合は通帳)をご持参ください。
- ・郵便の場合は口座のわかるものの写しを同封してください。

参考

記名: 自己の氏名を自筆以外の方法(印刷、ゴム印、スタンプ等)で記載すること。

署名: 自己の氏名を手書き(自筆)すること。

(5)いなべ市地域脱炭素・再エネ推進重点対策加速化事業(ZEH)補助金自家消費割合報告書

(様式第11号)【郵送、E-メール可】

- ・事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間を報告対象期間とします。
- ・報告の期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日までとし、計5回報告してください。

対象期間・報告(提出)期限について

	報告対象期間(年度)	報告期限【必着】
1回目	令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和8年7月31日
2回目	令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和9年7月31日
3回目	令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年7月31日
4回目	令和10年4月1日～令和11年3月31日	令和11年7月31日
5回目	令和11年4月1日～令和12年3月31日	令和12年7月31日

提出方法

○提出方法は郵送、持参、E-メールのいずれかとします。

E-mail: k-seisaku@city.inabe.mie.jp

10 財産処分

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、住宅及び再エネ設備を補助の目的に沿って使用できるように適切に管理してください。）
- 法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分や譲渡、貸付等を行う場合は、必ず事前にいなべ市へ相談してください。

11 その他

- 当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類(発電量、自家消費量が分かる資料)等は補助対象年度の属する翌年度以降 5 年間保存してください。ただし、法定耐用年数が 5 年を超える設備に関する書類は法定耐用年数が経過するまで保管してください。
- いなべ市に提出された書類は返還できません。
- いなべ市に提出された交付申請書等は、いなべ市情報公開条例(平成 15 年条例第8号)に基づく情報公開請求の対象となります。
- 国の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。